

## 陳情第5号

### 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択についての陳情書

#### 「陳情趣旨」

中小業者は北海道経済を支え、地域経済や住民生活にとってかけがえのない存在です。中小業者の多くは、家族経営で事業を支えています。家族従業者にとっての大きな問題は、1人の人間としての働き分がきちんと認められていないことです。その根源が所得税法第56条です。所得税法第56条は、「配偶者とその親族が事業に従事した時、対価の支払いは必要経費に算入しない」(条文要旨)となっています。家族が家業に従業している場合は、どんなに長時間働いてもその賃金は税法上では必要経費に認められず、全て事業主の所得に合算されることになっています。事業主の所得から控除される金額は、配偶者の場合は年間86万円、家族の場合は年間50万円です。家族従業者はこのわずかな控除しかないために、社会的にも経済的にも全く自立できない状況となっています。このことは、後継者を育てる上でも足かせになっており、後継者不足に拍車をかけています。各種書類に年収を記入する欄があっても、賃金がないので書けなかったり、同居している息子が自立するために町営住宅に申し込みをしたが所得基準を満たせずに入居できなかったという事例も出ています。家族で働いているのに、下請け業者の工賃や小売業者のマージンはひとり分しか見てもらえず低く抑えられています。子どもを保育園に入れるときにも、母親の所得証明がないので、民生委員に「家業を手伝っている」との証明書をつけないければならない自治体もあります。社会保障も劣悪で、老後の年金は暮らせないほど低く、休業保障、失業給付、出産休暇、育児休暇、介護休暇などはまったくありません。

税法上では青色申告にすれば、賃金を経費にすることができますが、同じ労働に対して、申告の仕方によって働いていることを認めたり、認めなかったりすること自体が矛盾しています。ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では「家族従業員の給与は他の従業員と同様に必要経費」として認めています。この問題は、税金の問題ではなく、1人の働く人間としての人権問題です。また、農業や漁業、林業に従事している家族従業者もまったく同じ状況です。つきましては、貴議会において、上記の事項を内容とする「意見書」を国会と関係機関に提出して下さるよう陳情いたします。

#### 「陳情項目」

所得税法第56条を廃止すること。

平成21年6月15日

陳 情 者

札幌市白石区平和通3丁目北5-12

札幌東部民商婦人部

部長 日下部 由美子

恵庭市議会議長 宮 忠 志 様

最低賃金の引き上げと中小企業対策の拡充を求める陳情書

「陳情趣旨」

景気の急速な悪化を受け、企業の経営も労働者の暮らしも、深刻な事態に直面しています。とくに中小企業は、単価下落と発注量・販売量の減少という厳しい局面を迎えています。事態をふまえ、政府も大型の補正予算を組み、雇用対策や中小企業対策を打ち出しています。とはいえ、融資や補助金をいくら手当しても、肝心の消費が活性化しなければ、経営の展望は開けません。

しかも世界的金融危機で、輸出先国の経済も打撃を受けており、景気回復には内需の動向が決定的な役割をはたします。雇用対策と同時に、最低賃金の改善など貧困層を底上げする対策が、非常に重要となるわけです。

ここ数年の好況期、日本ではワーキングプアが急増しました。総務省「労働力調査」によれば、2008年の「役員を除く雇用労働者」5159万人のうち、年収200万円未満の人は1725万人(34.3%)に達しています。彼(女)らは、様々な職場で懸命に働き、利益をうみ出しながら、低賃金ゆえに貯蓄もできず、解雇されるや、生活困窮状態に陥っています。この状況は、昨今の労働問題が、不安定雇用だけでなく、低賃金問題をも含んでいることを示しています。それもそのはず、賃金の底支えをするはずの最低賃金は、最も高い地方でも時給766円、低い地方では時給627円にすぎず、底支えどころか、賃金抑制の役割をはたしているのです。労働者の3人に1人が低賃金・不安定雇用では、内需が冷え込むのも当然です。

最低賃金の引き上げは、貧困対策のみならず、景気刺激策としても有効です。低所得層ほど消費性向は高く、身の回りの衣食関連財など中小企業の製品を地域で購入する傾向が強いからです。不況によって企業の「支払能力」は低下していますが、今の最賃は低すぎるため、昨年程度の引き上げでは、中小企業でも「ほとんど経営に影響はない」ことが、中小企業団体の調査から明らかとなっています。最賃はさらなる大幅引き上げが可能ということです。

公正取引確立の面でも、最低賃金は重要です。取引における単価低減要請の最後の歯止めは、最低賃金だと言われます。私たちは、最低賃金を生活保障しうる水準に引き上げ、企業間取引の力関係の中で貧困が生まれないようにし、適正利潤を含んだ単価設定が通用する社会にしたいと考えます。

憲法25条には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定められ、労働基準法は、第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」。最低賃金法は、最賃は生活保護を下回ってはならないとしています。

低すぎる最低賃金を大幅に引き上げ、働く貧困層をなくすため、貴議会におかれましては、国に対して別紙の意見書を提出するよう陳情します。

平成21年6月9日

陳 情 者

札幌市白石区菊水3条3丁目2-17

北海道労働組合総連合

議長 名 知 隆 之

恵庭市議会議長 宮 忠 志 様